

令和6年度 高知市人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日 時 令和6年5月30日(木) 10:00~12:00

場 所 たかじょう庁舎6階大会議室

出席者 審議会委員 11名

大平 武司, 岡林 俊司, 澤村 徹, 高石 昌諭, 高橋 敦子, 谷本 恭子,
長澤 紀美子, 松下 睦, 松本 誠司, 山中 千枝子, 山光 康雄(敬称略)

事務局

市民協働部部長 中城 純一

市民協働部副部長 藤原 わか

人権同和・男女共同参画課 課長 佐竹 真湖

副参事 葛目 京子

人権啓発担当係長 門屋 聡美

主査補 藤本 真央

主事 前田 景彪

人権・子ども支援課 課長 岡本 政則

総務課 課長補佐 伊藤 真由子

議 事 人権に関する市民意識調査(案)について

その他

会長

事務局の説明からお願いします。

事務局

基本計画の見直しに係る意識調査を実施するにあたりまして、基本計画の概要からご説明させていただきます。まず机の上に配布させていただいております高知市人権施策推進基本計画概要をご覧ください。本市では、様々な人権課題の解決に向けて、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を効果的に推進するため、高知市人権施策推進基本計画を策定、推進しております。まず左側、人権施策の基本的な方向を3つ定めています。

1, 人権を尊重する市政運営, 安全安心な暮らしの確保。2, 人権教育・啓発の推進, 人権を学び, 暮らしに活かす。3, 相談・支援体制の充実, 一人ひとりの課題に寄り添うです。続いて、右側の中段になりますが、計画で取り組み方針を定めた人権課題は13あります。計画の性格としましては、本計画は、人権尊重のまちづくり条例第7条の規定に基づく計画であり、本市の人権に関する諸施策の基本的な方向性を示すものです。計画期間は2021年度からの5年間で、原則として5年ごとに見直しを行うこととなっており、来年度が基本計画の見直しについて検討を進めていく年となっております。裏面をお願いします。

推進体制について、市では、高知市人権施策推進本部のもと、各部局とも連携を強め、全庁的な体制により、施策の推進を図ります。また、本計画の実効性を高めるため、国や県等の各行政機関との連携、市民や、事業者の皆様との連携を図り、高知市人権尊重のまちづくり審議会でご意見をいただきながら推進して参ります。右側の令和6年度、7年度のスケジュールについては、会の最後の方にご説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料1、人権に関する市民の意識調査の概要について、ご説明させていただきます。調査の目的としまして、前回の令和2年度に行いました意識調査と比較をすることによって、市民意識等の変化の状況について、把握、分析をした結果をもって、基本計画の見直しをするとともに、人権施策の効果的推進を図るための資料といたします。対象者は、満18歳以上の高知市民3000人を無作為に抽出いたします。調査方法は無記名による郵送方法で、実施時期は令和6年10月を予定しています。項目数は34問、副問と合わせますと、全部で45問となっております。前回の令和2年度の項目数と比べますと、1問追加となっております。具体的には、(2)の同和問題を2問削除し、2問追加しております。(9)の性的少数者の人権については1問追加し、さらにコラムを入れました。この項目数に関しまして、余りにも多いとちょっと市民の皆様への回答に繋がりにくいことから、前回との調査項目の比較ができるよう考慮しつつ、項目数をあまり増やさず、選択肢を変更や増やす形で、近年の社会状況も織り込んだ内容で作成しております。

次に、事前に送付しておりました、令和2年度と令和6年度の意識調査項目との比較表についてご説明いたします。A4の横になっているもので、左上ホッチキスで留めているちょっと分厚いものになるかと思います。大丈夫でしょうか。比較表の左側は令和2年度、右側は令和6年度の調査項目とし、令和6年度の右側に、変更点を記しております。右端では、基本計画への見直しに向けて、調査項目をどのように繋げていくのかを記しております。以上が人権に関する意識調査案についての概要になります。

会長

はい、ありがとうございました。そうしましたら、意識調査の案の方に行きます。1ページから10ページまで、問1から問11まで説明をお願いします。

事務局

では、人権に関する意識調査案の調査項目につきまして、先ほどの比較表でご説明をしたいと思います。問1から問11までについてすべてをご説明すると、時間が足りなくなりますので、調査項目を大きく変更または削除や、追加したものを中心にご説明させていただきます。では、比較表の1枚目の裏側になります。

問5の3、一番下の端になります。同和問題ですが、令和2年度の問い方では、部落差別が存在する時点が不明なため、現在に限定した形での問い方に変更しています。また、次のページの令和6年度、右側の問5の6、現在でも部落差別が存在している原因はどこにあると思うか、や、その下の問5の7、部落差別を解決するために何が必要かの調査項目とクロス集計分析、各々の問の結果を組み合わせて分析しまして、市民の思う部落差別が存在する原

因と解決方法を把握し、課題や取り組みの検討材料といたします。

続きまして、同じく同和問題になります。同じページ左側、令和2年度の、問5の5と問5の6です。先ほどの令和6年度の問5の3と同様、かなりちょっと昔のことでも、現在のことも、見聞きしたことがあれば「ある」ということになってしまいますので、現状を知ることが難しいと考えて、削除することといたしました。

次に、新しい調査項目として、右側の令和6年度の問5の5、仮に、あなたのご家族が結婚しようとしている相手が同和地区の人だと分かった場合、あなたはどうか、と、問5の2の、あなたは、部落差別について、学校や職場、地域などで学習したことがあるかとのクロス集計分析による、学習と、人権意識との相関関係や、いつの時代に学習した人が結婚差別について、何も問題なく思うのか、または、傾向があるのかを把握し、今後の取り組み方針の参考にします。

続きまして、同じく新しい調査項目として、すぐ下にあります、問5の6、現在でも部落差別が存在している原因はどこにあると思うか、と、その下の問5の7、あなたは部落差別を解決するためにはどのようなことが必要だと思うかとのクロス集計分析により、差別が存在する原因と解決をどのように繋げていくのかを調査し、今後の啓発活動等への推進へ反映していきます。

それともう1点、問5の6ですけれども、選択肢の8、「同和はこわい」という意識があるから、についてですが、これは県の意識調査項目を参考にしたものになりますが、表現はストレートすぎるのでは、というご意見や、同和はこわいのかという意識を逆に植えつけることに繋がるのでは、という意見もあったことから、審議会の皆様の意見を参考にして検討して参りたいと思っております。以上が問1から11までのご説明になります。

会長

はい、ありがとうございます。ご質問はないでしょうか。

副会長

事務局の丁寧なご説明ありがとうございました。今、問1から問11に関しても、全体についてご質問を受け付ける時間ということでよろしいでしょうか。私の方で2点ありまして、1点今同和問題について追加した質問項目、問5の6については、選択肢8について確かにそのように、「こわい」といったような当事者にとっては非常に傷つけるというか、そういった意見と捉えかねないようなことを調査項目として出すのはどうなのかなと思いました。またちょっと違う表現で、同和問題に対する差別意識についてももう少し違う表現で、ここは書いていただいた方が良くないかなというふうに思っています。

問6、7の女性の人権についての設問がありますが、これについては、今年の4月から、女性支援新法、困難女性支援法とも言いますが、こちらが施行されたり、それからドメスティックバイオレンスについては精神的なDVについても改正後盛り込まれておりますので、法律で変わった部分、法律が改正された部分を何らかの形に、この設問項目に盛り込んでいただけたらなというふうに思いますが、いかがでしょうか。例年、前回と同じような調査項

目にしないと、データがどう変わったのかをフォローすることが難しいということで、同じ質問になっているのかもしれないですが、法律が今後数年で、いろいろな部分で実態を反映するような形で変わっていますので、例えばここでドメスティックバイオレンスって問6に書いてありますが、中にはモラハラも含まれるといったような認識を持ってもらうために、少し設問を詳しくして、選択肢を増やしていくことも可能なのかなと思いました。先ほど会長おっしゃったように、啓発のための調査なので、設問があることで意識を持ってもらって、あるいは、自分の身近な差別に気づきを与えるような調査項目にして、新しい法律での観点を折り込んでいただけたらなと思いました。以上です。

会長

すいません、答えてもらう前に、欠席している委員さんからコメントが届いていると思いますので、お願いします。

事務局

はい。机の上に配布しておりました、欠席の委員の方からの意見表と比較表の方で、両方見ながらご説明をさせていただきたいと思います。

まず、比較表1枚目の方の問3につきまして、ご意見の方が、選択肢の最後が「人権」で終わっているものと、そうでないものと統一感がないというご意見でありました。

同じく、問3の選択肢15「人身取引」という表現につきまして、「人身売買」の方が人権上ある問題を強調できるのではという意見でしたが、こちらは確かに「人身売買」という表現の方が、一般的に耳にする表現とは思いますが、法務省、警察庁でも、「人身取引」という言葉を使用しておりまして、国際組織犯罪防止条約、人身取引議定書に「人身取引」について、机の上に配布しておりました用語説明の方に、注5の方の記載されていることが定義をされておりますので、ここは変更なしとさせていただきたいと思っております。

次に1枚目の裏側問5の3です。「部落差別は存在する」ではなく、「続いている」の方がよいのでは、という欠席者の方からのご意見ですが、これにつきましては、継続ではなく現時点において部落差別があるかを問いたい、こちらの方が問いたいと思っておりますので、変更なしとさせていただきたいです。

次は比較表2枚目の問5の6の、選択肢7「道路や水道などのインフラ整備」だけでは分かりにくいので、「居住環境」を加えてもよいのではとの意見がありました。

続きまして、比較表2枚目裏側の問6の、選択肢4につきまして、選択的夫婦別姓をめぐる法整備についての意見を確認する必要があるため、「女性の活躍に影響を及ぼす、古い法律や制度、考え方、社会通念、慣習、しきたり」にしてはとの意見でした。先ほど委員さんの方から似たようなお話があったと思うので、これも考えてみてはと思います。

続きまして、同じページの問7の、選択肢3と4の間に「女性の自由な選択が可能な法制度の整備」を追加してはとの意見です。6と7に関連して、6の問題があることの解決方法として7に追加しては、との意見だと思っております。以上になります。

会長

はい。ありがとうございました。委員のご意見と、今報告してもらったご意見と絡めながら、ご意見伺ったらいいのではないかと思います。委員さんどうでしょう。

委員

副会長から女性の人権に関する選択肢についてのご意見をいただきました。対前年比較ということは重要ですし、また、総問数として増やすことができないという事情も、そうであろうと思います。一方、今日お配りいただいた別紙3の通り、困難女性支援法は新しくできましたが、なかなかご理解いただくところが難しいところもあると思っております。もしスペースが許せば、性的少数者に関するコラムのような形で紹介をするとか、委員からお話ありましたように、意識調査に問題がない範囲内で、モラハラ、精神的DVといったことについて、選択肢に加えるか、または法改正でこう変わったということ、教育的な意味でご理解いただくような形で検討していただくことができないかと思っております。法改正について理解がないと、困難な問題を抱える男性はどうなんですかとかいったご意見も出て参ります。女性であることイコール福祉の対象ということじゃないですが、女性であるがゆえに、経済的に困窮に陥りやすいとか、性的搾取の被害により遭いやすいとか、配偶者からの暴力の被害者の9割くらいは女性であるとかそういったところを補足して、困難な状況に陥った時に、国や県や市町村の責務として困難な状況にある女性を支援をするということなんだということを補足しないと、なかなかご理解いただけないと思っておりますので、こういった多くの市民の方に知っていただける機会のときに、そういったことを読んでいただくことは、ありがたいと思っております。

会長

はい、他に何かないでしょうか。

委員

問5の6の新規ですね。先ほど事務局からも言われた8番目の「同和はこわいという意識があるから」これは一般的に今もそういったこと言う人いますが、この表現だと、かえって差別を助長する表現なので、これはやはり問題だろうと思っております。ただ副会長が言われた同和地区に起こっていることの中で、いわゆる市民が同和地区のことについて何か、我々からいけば偏見になりますが、そういう意識を持っているとしたら、表現を変えて候補を起すか、いったらここの中に地域社会や家庭において偏見が植えつけられる、こわいということでまさに植えつけられてるわけなので、この8番そのものの問いは、駄目だと思います。

委員

まず、これ表記上の問題なんですけど、1ページの裏側の問5の2、あなたは部落差別、同和問題について、学習したことがあるかどうかという問いの4です。「はっきりと覚えていない、受けたことがない」という項目になっていますが、これ受けたことがないというのは、多分、授業を受けたことがないという意味だと思いますが、問いに対する答えであれば、「学習したことがない」となった方がいいと思います。あと、「はっきりと覚えていない」という表現ですが、例えば、「学習した記憶がない」という表現にすれば、「受けたことがない」

「学習したことがない」という表現でなくても、例えば4番の答えとして、「学習した記憶がない」とか「曖昧である」とか、同和問題学習というよりは、社会の学習の身分制度の中で、必ず出てくるとは思いますが、今の若い世代の人たちは、この部落差別について学んだかというふうな問いをされると、ほとんどの人が「知らない」とか「学習した経験がない」とかいうふうに答えますので、そここのところを正確な学習経験について調べたいのであれば、工夫が必要かなと感じました。なかなかいいアイデアはないですが、という意見、感想です。

次のページの新規の5の5です。相手が同和地区の人だと分かった場合、これは同和地区出身者も含むということになるんですかね。例えば現在も同和地区で住んでいる人もいれば、それこそ身元調査をするじゃないけれどもいろいろ調べたら、同和地区出身者であったとか、あと両親のどちらかがとか、いろいろな場合があるので例えば「同和地区の人」という表現よりは「同和地区出身者」とか「家族に同和地区出身者が」とか、何かちょっと表現工夫したほうがいいのかと感じました。その「同和地区の人」という表現自体が、私はすごく差別表現に感じたもので、何かもっと良い表現ないのかなと思います。例えば、同和地区という表現がいいのかどうかということも一緒に検討していただきたいです。例えば、昔という表現はだめかもしれませんが、「差別を受けた対象地域の出身者」とか、そういう表現でもいいのかなどという感じはしました。それから、委員のお言葉のように、やはりLGBTQ+にどういう問題かというコラムが入るのであれば、同和問題にしても本当に今、何か利害関係があったら差別意識生まれてきますが、日常生活の中で、この部落差別や同和問題を意識している人っていうのは、本当に少数になってきていると思います。ですから、すごく誤解を招くというか、そもそもその同和問題、部落差別とはどういう問題であったのかというような、分かりやすいコラムを加えていただくと、この後のこの問いに対する答えがもう少し本音の部分で聞けるのではないかと感じました。

同じく、その中で、問5の6の新規のところです。原因はどこにあるかというので、先ほどの問8も不適切だというご意見があったと思いますが、私は、問6についても「行政から優遇されていたように感じるから」これについてもどんな優遇があったのかということになりかねないのかなと、もう少し説明が必要じゃないか、若い世代は特に知らないと思います。同和对策特別措置法自体も知りませんし、ほとんどの若い方々、というのも、啓発センターで、人づくり広域連合の初任者研修をするときに、必ず同和問題を入れますが、そこで意識調査と言いますか、簡単な学習経験とか、それから法律について、行政の新人の方ですから、法律についての簡単な質問を知っているかどうかを聞きますが、ほとんど知らないです。ということで、やはり優遇されたように感じるという部分も少し説明があるのかなと思います。それから、差別意識を助長することになりかねないのかなという印象を受けました。

最後に、問5の7の6番。新規の問題のようですけど、「同和地区のことなど口に出さずそっとしておく」というこの「同和地区のことなど」という表現です。ここも工夫が必要ではないかなと思います。例えば、いわゆる「寝た子を起こすな」の考えを知りたいということ

だと思いますが「同和問題学習などせずに、そっとしておく」とかですね。そのような方面からの表現の方がいいのでは、少し工夫が必要かなと感じました。

それから問8，SNSの括弧の中の説明ですが、「YouTube, LINE, Instagramなどのインターネット上で個人が繋がれるサービス」という表現になっているんですが、私もこれ少し分かりにくかったのでGoogleでどんなに書いてあるかを調べてみたら、1つは「他者と繋がる」という表現になっていました。これは多分、個人と個人がやりとりできるとかいう意味だと思いますが、その中の他者の方が分かりやすくないかなと思います。それと、繋がれるというのはいわゆる抜き表現になるので、「繋がることができる」とか「他者とやりとりができる」とかいうような表現の方が落ち着きが良いのかなと思います。この表現がこの後、結構出てきます。

もう1つは問9です。問9の4番、「子どもへの学校における人権教育の充実」とありますが、これ「学校における」は頭に置いて、「学校における子どもへの人権教育の充実」の方がいわゆる文脈としては、わかりやすい。子どもへの人権教育ですから、間に「学校における」が入るよりは、「学校における」を頭に置いた方がいいと思います。問5と同じような表現にした方がいいと思いました。

最後に、これも表記上の問題ですが、問4の2です。「人権侵害を受けたことがある」と、「ある」と答えた方に、「その時、誰かに相談されましたか」とありますが、全体の質問見たらこれだけが敬語表現になっています。これ「相談しましたか」の方がよくないかなと感じました。されましたかという表現は敬語表現もありますが、受け身表現にもとられやすいので、ストレートな表現でいいと思いました。以上です。

委員

他の委員さんからも出てたところで、少し違うところもありますが、質問も含めて少し教えてください。

先ほどから出てる部落問題、まず問の5の4です。これは前からある質問ですが、自分自身がいわゆるその被差別の立場にある場合に、気にするか気にしないかというところもあるかな。何か、同和地区の出身じゃない方が、同和地区の出身の方のことを意識するのかな、というような設定がないかなと思います。少しこの表現はどうなのかということころです。当事者としたら、自分がそういう立場であることをもし知られたときに、相手がどんなふうと思うかってとても不安だと思います。そうあれば、「意識したり」というよりは、当事者からしたらとても不安に思ったりというような表現が当てはまるかなと思います。ただ、「不安」というとなんかマイナスイメージなので「意識」というふうにしているかもしれませんが、そのあたりをどう捉えて、問題を読み取ればいいのかというふうに感じました。もう1つ、18歳以上が対象ということは、まだ結婚に行く前に交際をしたり、働く前に学校とかでも一緒になる場合がありますから、この選択肢どちらかという、いわゆる学校を卒業して、社会に出られたというような、読み取りが僕は個人的にしたので、18歳以上で学生さんの対象であるということであれば、そこも加味して、設問の中に「職場（学校）」

とかいう形にしてもらえばいいのかなと思っています。

それから新規の5の5は、なぜこの結婚差別のところを持ってきたのかなというところですね。結婚差別についても、昨年も聞いたことがあります。今、新聞とかでも書いているのは、YouTubeに出てる部落地名総監みたいな。具体的な部分で、結婚差別、これも当事者からしたら、相手が同和地区の出身者だとわかったら、反対することない。それは出身であるからということではないと思うので、どうしてこれなのかなと思いました。

問5の6ですが、1つ目の、そもそもこの設問が全部で11あるのは、どうしてこれにしたのかなというところがあって、先ほどもありましたけど、きっとこれまでの回答の中にもあって、こういうところで、いわゆる同和地区に対する偏見がこういう観点からされているのかなというのは、想像しましたが、例えば1番の部落差別、同和問題に関する知識を持っていない人がいるから、正しいとか正しくないとかいう表現ができるかどうかは別にして、我々からすると、誤った知識を持っている方がいるということがあるのかなと。その誤った知識の中には、偏見から来る同和はこわいという認識であったりとか、YouTube等見てですね、ここはこわいところなんだという知識を持っていたり、ということもあるので、知識を持っていないということではなくて「誤った知識」というところが問題だと思っています。あと、設問の7のところですが、確かにこのクリティカルマスと言いますか、女性の例えば30%以上を超えるという話がありますが、議員さんの中でも女性の議員さんですが、女性差別するような発言される方もいるし、女性が参画したから大丈夫ということなのかなと思いました。確かに参画率が上がることは大事だと思います。

それから、問8について先ほどもSNSのことが出ましたが、いわゆる爆サイ、掲示板等も今だに差別であるとか、個人的な中傷誹謗というのはあるのでSNS、Instagramも含めてと書いてありますが、これをどんなふうに、読んだ人が捉えるのかな、どこまで捉えるのか。SNSのLINEのいじめだけで終わるか、もっと広くいわゆる昔2チャンネルとかありましたけど、というところを捉えたらどうかなと思いました。

委員

問5の6の8番「同和はこわいという意識があるから」という質問項目自体が差別を助長する、と聞いて私自身はとさせられたところですね。しかし「こわい」という意識があるのはなぜかと考えると、偏見や差別意識が、例えばこの4番や5番のように上の世代や周りから伝わってそういう意識があるからというのも1つあると思うし、少し違う話になりますけど東日本大震災で起こった福島差別ですとか、またコロナの出始めの時も、結局それ自体がどういうものか分からない、知らないことから、やはりこわいという意識にも繋がるかなと思うんです。なので、この8番の項目については、受け継がれてきた意識という部分では、4番、5番の項目に含まれるのかなと。ここの8番で項目を起こすのであれば、同和地区についてわからない、知らないから意識に繋がっていくというところを聞いた方がいいのではないかなというふうに感じました。また、皆さんの意見も含めた上で考慮していただけたらと思います。

もう1つ、問5の7の6番のところ、先ほど委員がおっしゃられてましたけど、2002年に法が切れて、部落差別解消推進法ができる2016年まで空白の15年ってよく言われています。今の若い世代の方なんかの話を聞くと、非常に前向きに部落問題に出会って捉えてくれる方が大半なんですけど、その中には、大学生が大学で授業を受けたり、もしくは、私たちが人権に関する研修会やってるんですけど、そのアンケートの中でも、少なからず、そういう学習をするから、差別がなくならないんだと。寝た子起こすなって昔からずっとある話なんですけれども、今回新たに項目を起こして聞かれているのは非常にいいじゃないかなと思ったことです。ただ委員が言われているように、表記のところ、同和問題に関する学習であったりという表現のところはまた考慮していただけたらいいなと思いますが、非常にいい質問と言ったら変かもしれませんが、寝た子を起こすなというところで非常によかったなと思っています。ありがとうございます。

会長

はい、他にないでしょうか。では事務局お願いします。

事務局

皆さん良いご意見をたくさんいただいて、ありがとうございました。今いただいたご意見をもとに、それをできるだけこの意識調査の方に反映していけるように検討していきます。たくさんご質問いただきまして、それぞれに対して思うことがあるので、お返しをしていきたいのですが、先ほど先生からお話があったように、今回本当に「寝た子を起こすな」というところを持ち上げたいという思いもありまして、この質問を構えました。県の意識調査を少し参考にしたのですが、県の意識調査の方にもダイレクトに「同和はこわい」という文言が入っておりまして、事務局の方もこれはどうかなというところで、審議会の皆さんの意見を聞いてみようということになりました。本当にたくさん、参考になるご意見いただきましたので、それを踏まえて表現を少し変えていく方向で考えてみたいと思います。実は、専門家の方に聞いてみると「同和はこわい」の次に、「集団でやってくる」というのがどうしてもあるんだという話がありまして、これも踏まえて聞いてみてもいいのかなということも話していたのですが、実際に県のアンケート結果で、「同和はこわい」というのが、結構高い確率で回答されていました。

それと同和地区が優遇されているというのも結構高い回答率でした。そこから啓発して、変えていかないといけないと思い、高知市の方でも考えてみようというのもありました。しかしその表現1つにしても、「同和地区の人」とかいう表現がどうなのかとか、その表現が差別を助長していくところがあるというのは、確かにそれは思います。

そういうご意見がいただけたことも、本当にありがたいと思いました。それらを踏まえて、表現の変更と「れる」とか「られる」とか基礎的なことで間違えてたのが恥ずかしいんですが、そこも変えていきます。

それと同和問題についての説明、コラムも設けたらどうかというご意見をいくつかもらいましたが、その件についても少し検討をしていきます。同和問題だけでなく、困難女性支援

法についても考えさせてもらいます。高石委員さんや委員さんにもご意見いただきましたけれども、コラムを入れたりとかDVの改正法も出たので、新しいことを入れていったらいいということもあります。

基本計画は本当に社会情勢の変化に合わせて、それを踏まえて計画を立てていくということが大事になってきますので、すごい貴重なご意見だったと思います。いろいろ見ていくと、新しい法律ができて、社会の中がよくなっているという側面も確かにあります。そのような希望も含めて、当事者がこう物を言っていて、表現をして変えていく、変わっていったらいいという思いもありますし、そういう希望的な観測も踏まえた上で、先ほどのご意見を取り入れて考えていきたいと思っております。質問等いただいた内容についてのお答えは今のよう形でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

委員

付属ですがこの意識調査票には、国の法律の同対問題、部落差別に関する何かのものをずっと添付して、これだけ送ってますか。今後は皆さん優遇されてるとかいうような、まさに国が部落差別があるということ認めてそれを解消するために、同対審答申を受けて、「同和対策事業特別措置法」。これは事業に対して特別措置をやったということなので、精神面である「人を第一に差別しちゃいけない」という法律じゃなかったわけです。だから、特別事業措置法で同和地区に対する色々な補助事業をやっていたということです。だから、一般地区と違うのではないかということが生まれたわけですから、そういう基本知識があつて国がやってきて、しかしまだ不十分だから行う。差別が存在してますよということ認識してもらうためにはそのような資料をつけたらいいのかなと思います。或いは、ずばり設問にあなたは同対答審を受けて、同和対策事業特別措置法が推進されて様々な行政措置を国にやっていますが、それを知ってましたかとか、知ってますかとか、その基本的なことも、少しやった方がいいと思います。わが国では優遇されているという認識が、そういう経過で行政が手立てをしていたのかというものによって、優遇ということじゃないという意識になると、当然措置しなければならない課題、今まで行政がやっていなかったのだと感じることに、そういう資料があればなるのではないかという気がします。

会長

はい。ありがとうございます。では次の議題に移りたいと思いますが、12番から、事務局説明をお願いします。

事務局

比較表の4枚目、問16と17になります。感染症患者などの人権についてですが、令和2年度は、新型コロナウイルスの人権問題について、想定していなかったため、今回はコロナ感染者も念頭に置いた選択肢を追加しております。

続きまして、同じページの裏側になります。性的少数者などの人権についてです。LGBTQ+のコラムを今回追加いたしました。様々な性のあり方について広く市民の皆様に、言葉を知っていただくために追加としたものになります。

次のページです。同じく、性的少数者などの人の人権につきまして、問 21 を追加しました。高知市パートナーシップ登録制度は、令和 3 年の 2 月に開始されたもので、令和 3 年 3 月策定の基本計画には少ししか反映できておりませんので、その結果を踏まえ、基本計画の見直しを図っていきたいと考えております。

資料があちこちして申し訳ないんですが、人権に関する意識調査票（案）の方、A4 の縦のものになっております。これの資料 16 ページ。こちらのパートナーシップ登録制度の問いの下に、パートナーシップの制度についての説明を少しさせていただいております。以上が問 12 から問 21 までの大きな変更点の説明になります。

会長

はい。そしたら欠席している委員さんからの意見をお願いします。

事務局

ページ数が戻りまして、比較表の 3 枚目、裏側になります。問 14 につきまして、技能実習生問題など、外国人労働者に対する人権問題を反映して、日本で働く外国人に対する人権侵害が起きている、を選択肢に追加してはどうかという意見と、難民認定率の国際的な低さや入管施設での死亡事件等を反映して、難民申請者等に対する保護が見られない、を選択肢に追加してはどうかという意見です。

次に、同じページの間 15 の選択肢 2 と 3 の間に、2019 年制定の日本語教育推進法を反映して、在住外国人への日本語教育機会の確保、を追加してはどうかという意見でした。以上が欠席者の方からのご意見でした。

会長

はい。ありがとうございました。ご意見ないでしょうか。

委員

コラムを新規で追加されたというところで、書かれてますが、この一番最後の下の 3 行です。「たくさんあって難しく感じるかもしれませんが、自分の周りにはいないからと決めつけずに、世の中には LGBTQ+ などの多様な人がいるということを知っていただき、人権問題について考えるきっかけの 1 つとなれば幸いです」という部分ですが、何となく他人事のように聞こえてしまう気が私はしました。知ってもらうことというのは確かに大事ですけど、知ってもらうことというのはあくまで手段であって、差別をなくすと言ったら目的だと思います。知ってもらうことが目的であればこれでいいのかもしれませんが、やはり差別をなくすということにつなげるのであれば、押し付けてもいけないですが、もう少し書きぶりが変わってもいいのかなというふうに思っています。例えば、たくさんあって難しいとかは書かずに、実際その「LGBTQ+ など性のあり方は多様です」というような形で言ってしまった方がはっきりするのではないかと思います。それと、「一人ひとりの個性を尊重し、認め合う中で自分自身の偏見を取りのぞいていきましょう」とか、その言い方がいいかどうか分かりませんが、差別をなくしていくために少し強めたほうがいいのではないかというような気がしました。皆さんの意見もまた聞かせていただけたらと思います。以上です。

事務局

先生ありがとうございました。また、検討していきます。ありがとうございます。

委員

12, 13 の設問ですけど、何か主体がよく分からないことがずっと羅列されていて、整理がいるというふうに思いました。同和問題とか女性問題と違って本当に一人一人が違うことが多いので、職場のこととか学校のことだけでも、その人にとって違うことがたくさんあるので、じゃあどんなことを聞いたらいいいのかと言われるとすぐに出てこないのですが、この選択肢の中から何か選ぶと言われると、3つなかなか選べないのかなというふうに思いました。

高知市の考え方はこうなのかなと思います。障がいのある人の表記の問題で、僕は1つ、法律用語に統一した方が表記はいいかなと思っていて、高知市は一応、福祉課も「がい」を平仮名にしているの、そうになっているのかなと思いましたが、他の人権課題は法律に準じた表記になっていると思いますが、ここだけ違うので違う表記にするならば、なぜ違うのかという表記の仕方を説明した方がいいかなと思いました。

設問は具体的にどこをどう変えるかということ答えるのが少し難しいですけど、12と13は対になるような設問にした方がいいと思う。例えば職場や学校で不当な取り扱いがあるっていう設問が12にあれば、13にはそれを改善するとかいう表現にする方がいいと、12と13が違うと何か問題点と解決方法がちょっと違うのかなと思いました。

それから12の1つ、障がいのない人も搾取されているのでこの表現どうかなというふうに思いました。もし思いついたら提案もさせていただきます。少し感想的ですが、そういうところ。以上です。

会長

はい。ありがとうございました。お願いします。

事務局

先ほど委員さんの方からありました障がいの表記についてなんですけれども、基本計画の方の31ページを見ていただきましたら、障がいの表記について一番下の端に記載をさせていただいております。「本計画においては障がいや障がいのある人の人権について、より身近に感じられることが理解の促進に繋がると考え、障害を平仮名の障がいとする、ひらがな表記を採用しています。ただし、法令等の名称や引用した文言が障害の場合は、漢字表記としています。なお、障がいの表記のあり方については、国において検討がなされており、その状況も勘案しながら対応していきます」という形で、意識調査の方にも書かせていただいたらいいのかなと思っております。そんな感じでよかったですでしょうか。

委員

はい。ありがとうございます。

会長

最初のご意見も踏まえて、何かないでしょうか。

事務局

委員さんに、問 12, 13 の選択肢の文言のところちょっとご指摘をいただきました。こちらにつきましてはまた、この場でこうこうというのは、難しいので検討させていただいて、また委員さんの方でも、こうしたらいいのではないかというような、思いついたことがありますしたらお知らせいただきたいです。

会長

よろしいでしょうか。はい。では次の課題についてよろしいでしょうか。

委員

長くなってすみません。先ほど委員より話のあった新規のコラムのところで、質問と意見ですが、この LGBTQ+ という表現は、これは広く知ってもらうということですが、今はもうこれで統一されているのですか。私あまり、この表現は、聞きなじみがなくて、最初に出てきた時も、「昨今の社会状況に合わせて言葉の表現を変更」とありましたので、私が遅れていたのかな、あまり知らなかったなという印象を受けました。その下に説明が並んでいますが、まず説明のところ、「以下の単語の頭文字を並べた性的マイノリティの総称で人そのものを表す言葉です」という表現ですが、これも委員もおっしゃったと思いますが、「性的マイノリティの人たちを表します」とありますが、人そのものを表す言葉っていうのが、しっくりこないという感じがしました。つまり、ここに出てきている、下に「たくさんあって難しい」という表現もありますけれども、ここに出てきている LGBTQ+ だけではありません。ありとあらゆるグラデーションがあるものなので、これだけであるという印象を与えないように、「性は多様でグラデーションのように重なっている」というか、そういうものですというような表現が必要かなと思います。ここに限定するものではないということです。それから、下の 3 行のところですが、いわゆる自分の周りにはいない、いわゆる他人事で無関心ということが差別に繋がるということをお願いしたいのだと思うので、例えば、下の人権問題について考えるというところ、性的マイノリティの人たちの人権問題について考えるとか、或いはここの人権問題というのは、性的マイノリティに限らず、用語解説ところでは、性的指向、性自認という表現が出てきていますので、「性的指向や性自認によって、差別をされない社会を作るために」とかいう表現で「そういう社会を作るために、まずは正しく知って関心を持ち、一人一人の身近な問題としてとらえて欲しい」とか、そういう表現はいかがかかなと感じました。以上です。

もう 1 つ。クエスチョニングのところ、わからない、探している途中、決めたくないと感じている人を表しますとか、何か決めたくない、鍵括弧閉じで終わっている、少し言葉が足りないかなと感じました。以上です。

会長

はい。ありがとうございます。書かないといけないけど、書き込み過ぎても気になる、表記の仕方ってすごく問題だなと思いました。そのまま次へ行ってよろしいでしょうか。

副会長

時間がないのに、申し訳ありません。今、委員がおっしゃったことにとっても賛同していますが、15 ページのところ、コラム、高知市の何かパンフレットからそのまま引用されてるのでしょうか。そうではなくて、今回新たに書き起こされたのですか。既存のものからそのまま引用したのかなと思いましたが、というのは、やはり LGBTQ について、委員の方から、こういう表現が一般的なのかっていうご質問がありましたけれども、一般的だと私は思っていますけれど、今まで、聞いたことがないという方もおられるので、このように具体的に書いていただいたことは、とてもありがたいというか、いいことだと思います。

それと、この LGBT に限定されない「+」というのが最後にあることで、LGBTQ 以外の性のあり方もあるっていうことをこの「+」で表記されているのですが、そこもわかりやすく書いた方がいいのかなと思いました。

最後の3行については、委員がおっしゃったように、自分事ではない書き方をしているの、何かしらの変更をしていただけたらと思います。

また別紙2にありました性的指向、ジェンダーアイデンティティの理解増進法の方では性的指向、性自認、性自認が法律上、ジェンダーアイデンティティという片仮名になってしまっているのですが、この性的指向と性自認って問題が問20の設問ではありますが、下のLGBTQという言葉を見たことがありますかというところで、性自認、性的指向のことが用語としては説明されてないので、そこは、問20の選択肢の中に性的指向、性自認があるということと、下のコラムにLGBTQの解説があるということが、連動して理解していただけるように、LGBは性的指向の問題で、トランスジェンダーについては性自認の問題であったり、そういったことも追加して書いていただけたらなというふうに思いました。本当に啓発に繋がる調査にするためには、こういった性的指向、性自認に基づく差別があるということ、差別があることに対して自分なりにどう取り組んだらいいのかということを考えていただくような、設問にさせていただけたらなというふうに思います。

パートナーシップの問21についても、高知市が高知県の中でも、先んじて導入していただいて、今でもかなり県内では最も多い方が、同性カップル登録されているわけですが、私の知人もそういう同性結婚式を上げたって方がいますが、ある程度知っているだけでいいのかなという思い、もう少し内容について確認するような、制度について、こういうことを知っているとか、具体的に選択肢は出てきませんが、抽象的な質問ではなくて、こういうことについて知っているというような形で内容の理解をどこまで正確にしているか、ということも踏まえて選択肢のうちに入れていただけたらなというふうに思いました。以上です。

会長

はい。ありがとうございます。さっき表記のところ、少し言いましたが、コラムのところ「たくさんあって難しいと感じるかもしれません」というところが少し気になったんですが、いろんな人がいるよというのに持っていくのであれば、この一文いらんんじゃないかな。じゃあ次の課題に入ります。提案をお願いします。

事務局

比較表の方の5枚目下段，問23になります。インターネットによる人権侵害についての相談・対応窓口の周知が十分ではないと思われる方が，どのぐらいいらっしゃるのかを把握するために，選択肢（d）を追加しました。別紙1の資料をご覧くださいと思います。A4の縦に，このようになっている資料になります。これは警察庁のホームページから印刷したのになりますが，どんな対応を希望しているかによって，対応相談窓口がわかりやすく表記されております。これを見ていただいたら対応どうしたらいいかわからない方やネット上の書き込み，画像削除したい方はまず，法務省の人権相談のところに相談をしてから，削除するような方向性に持っていく。損害賠償を求めたい方については法テラスという形の，こんな相談窓口がありますという形の，わかりやすい相談対応窓口を案内しているものになっていると思います。これを載せるというわけではないですが，こういった相談窓口のほうの周知をした方がいいのではないかとということで，そう思われてる方が結構いらっしゃるのではないかとも思うので，今回追加させていただきました。以上になります。

会長

はい。ここは，ご意見なかったようですので，そのまま委員さんの意見にいきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員

僕も相談されたんです。「こんなこと書き込まれて削除要請してもらえるんですか。」「いやなかなか時間かかりますよ。」で，周知するべきなので，この設問のどこかにこれだけでもいいんですけど，何かQRコードとかつけて欲しいです。ここ読み取るとこんなのあるんだという，他のところもそうですけど，大事だと思うし，思わないところも付けたら，こんなのもあるんだと知ってもらえるようにできたらなと思います。

会長

よろしいでしょうか。ネット上の削除に関して，法律がどんどん出ています。削除依頼者が削除してくれるようになったというのは何日か前に出てたんですけども。あまり，自分が知らない，市民が知らない課題なので，ぜひ，何か伝えてもらった方がいいのではないかなと思います。じゃあ次にいきます。30から最後までを提案お願いします。

事務局

はい。比較表の最後から2枚目，裏側の右側になります。令和6年度の間32ですけれども，令和2年度の意識調査票実施時にはなかった，最近施行された法律のために選択肢（P）と（Q）を追加しました。先ほどお話もありました，困難女性と，困難な問題を抱える女性の支援に関する法律，性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律，それを追加させていただいています。資料の別紙2と3が，その2つの法律についての資料，参考資料としてますので，見ていただいたらと思います。詳しい説明は省かせていただきます。これで30から33までの部分について事務局からの説明は以上になります。

会長

欠席の委員さんからのご意見をお願いします。

事務局

欠席者の方からのご意見について、問 30 になります。最後から 2 枚目の表側です。若者の間では、新聞活字メディアよりもネットの方が主要メディアになっているため、選択肢 12 の次に、ネットや SNS を通じて、を追加してはどうかとの意見でした。以上です。

会長

はい。ご意見ないでしょうか。よろしいでしょうか。

委員

すいません、1つ戻りますが、問 29 の新規の災害時の人権を守るための 5 番、女性、障がいのある人、高齢者などの様々な人が避難所の運営に関わるという表現ですが、運営に参加できるようにするとか、関わるというのが何となく曖昧な表現なので、参加できるようにするとか、そういう表現が分かりやすいのではないかなと感じました。

それと、最後の問 32 ですが、これは多分上から言うと国連の宣言とか、採択、それから法律というふうな順番になっていると思うので、設問で人権に関する宣言とありますが、宣言の後ろに括弧付きで国連とか、それから、法律、条例、市の取り組みと、法律も必要なのではないかなと、法律という表現があったほうがいいのではないかなと感じました。以上です。

委員

はい。1点です。問 28 ですが、令和 2 年度の避難所などの一方的で画一的な役割や行動って、令和 6 年度は括弧で、男性はリーダー、女性は炊き出しなど、こういう具体的なものを言っていますが、令和 2 年度は入れてないんですが、この入れた理由が分かりません。現実には、僕の知っている限り、こういうことはないんですが、この記述が全国的にあるよということで入れたんですか。現場実態からすると、あまり避難所運営で男女の差がないような、まして炊き出しは男がかなりやっています。この括弧書きは、全然実態に合わないなという気がします。

事務局

非常に進んだ防災の取り組みが進んでいる中で、男の人女の人と関係ない、男も女もどちらとも言えない方も同じように関わっていらっしゃるかと思うのですが、今回の令和 2 年度の表記の中で、画一的な役割ということが、どういうことだろうというのが、もしかしたら読んだ方に思われるかもしれないということで、東日本のときなんかはその当時まだ男性の方がリーダーになって、女性が避難所の運営に実質的に関われない補助みたいなことをやっていたりということもございますので、この言葉が指すのはそういうことですよという意味で、この言葉を足したらどうかということで加えさせていただいております。実態がどうというよりも、私たちが思っている画一的な役割っていうのは、こういうことかなということで足したんですけども、もっと他の表現がいいんじゃないかという、ご意見があれば、いただけたら助かります。

会長

他にないでしょうか。

副会長

今の 28 番について、確かに今おっしゃるように、最近は特に能登半島地震では、必ずしも女性が炊き出して役割だけではなくて、運営側にも関わっているっていったような最近の調査結果もありますので、地域によってかなり違いがあるのかなと思うんですが、もともとここに書かれているのがやっぱり性役割に、固定的な性別役割分担に準じた役割ということであれば、このような具体例があった方が分かりやすいかなというふうに思います。実際にこういった避難所で、女性が炊き出しをメインに役割を与えられることは、まだ日本の中でも被災地によってあるので、そういう伝統的性役割な固定的な性別役割分担に応じた役割ということをここで意味しているのであれば、具体例を書いた方がいいと思います。ただ最初の当初の画一的っていうのがどういうニュアンスで、どういう意図で書き込まれたのかというのが分からないので、それ以外にもなんか意図があったのかどうかというのがあれば教えていただきたいと思います。

あと、問の 29 についても、委員がおっしゃったように、私も運営に関わるというよりは参画するとか、その人達の意向をちゃんと反映した避難所運営されるということが大事だと思うので、そのあたりのニュアンスが、きちんと書き込まれたようなものにしていただければと思います。最近、能登でも例えば、若い女性が生理用品もなかなかもらえないという、生理の貧困問題が避難所で発生したというようなこともありますので、最近の被災地での調査とか実態を踏まえた質問項目への反映ということも検討していただければなというふうに思います。

委員

先ほどの問 28 のところですが、確かに、この括弧書きがなかったら、一方的で画一的な役割や行動を強いられるっていう表現がとても分かりにくいと思いました。なので、先ほど委員がおっしゃったように、性別役割分担のような、もう少し分かりやすい、やはり設問は、前回と同じ聞き方じゃないと具合が悪いですか。ニュアンスが同じであれば、もう少しだけ「性別役割分担に囚われたような行動や役割を強いられる」とか、そういう表現がいいのではないかなと思います。あと女性は炊き出しという表現になっていますけれども、私が聞いた話では男性も炊き出しなんかには参加をするけれども、汚物処理とか、トイレ掃除なんかを女性に押し付ける、じゃないけれども、やって欲しいと言われることが多かったと聞きました。なかなか女性のトイレを男性が掃除するのは難しいから、とかいうような理由で言われたほうは確かにそうだけれども、「ついでに男性のトイレもやっておいてね」ということになるので、んっ？と思ったという話を聞いたことがありました。以上です。

委員

ちょっと防災士の試験を受けて勉強したのですが、防災士の中では避難所運営に女性が中心に立つべきという指導がありまして、というのは、結局この女性用のトイレをどこにする

とかそういうことも、女性の目線でないと言言できないというのがあるので、そういうことを踏まえてこういう書き方になっているとは思いますが、そういうことも考えた表記の仕方に変えた方が分かりやすいのかなという気がしました。

会長

はい。ありがとうございます。他に何かご意見ないでしょうか。全部ひっくるめて言い抜かしているところとかありましたら。

委員

質問項目というより、これ郵送で送られると思うんですが、今ユニバーサルデザインとか色々、フォントのことをお聞きしたいのですが、ちょっと字はやわらかい丸みを帯びた字ですけど、文字が見えづらい方もいらっしゃると思うので、UDフォントとかもあります、その辺りとかってというのはどうなのかなと思って。字の形です。

会長

いかがでしょう。

事務局

字の形、フォントについては、令和2年度と、これ変えてない形になってます。LGBTQ+のコラムのところについてはちょっと、フォントの方を変えさせていただいていますが、あと、パートナーシップの登録制度のところについて、説明ちょっとプラスしたところはちょっと、説明とは違うフォントの方が、分かりやすいのかなというところと少し目立つのかなというところで、フォントの方は変えさせていただいてますが、設問の方については前回と同じフォントの方を使っております。ユニバーサルデザインを意識してということで、ご意見いただきましたので、フォントが、これが見やすいかどうかそのあたり少し話をして検討させていただきます。

委員

少し基本的なこと、3,000人という数字は妥当かどうかということと、同和問題のところは、年齢差ですごく出てくると思うので、無作為抽出で男女比とか年齢分布とかをうまくできるのかどうかってところは、前回もそうだったから、そうするという考え方もあるけど、同和問題とかLGBTQ+のこととか、年齢層によって知っている部分はかなり違ってくると思うので、男女比の問題とかはうまくできるのかって問題と、前回何人やってどれくらい回収率があったのか参考までに教えてください。

事務局

3,000人っていうものについては、前回もということもありますが、高知県のほうも3,000人で実施してまして、他の市町村とかの意識調査も少し見てみたんですが、ほとんど3,000人で、国の方も3,000人というのが多くて、5,000人規模でやっているところもあったんですが、すごく少数でした。前回、令和2年度の回答率の方が、30、40%ないくらいだったと思うんですが、38.1%になっています。1,143人回答いただいております。3,000人で予算をとっていることもありまして、なかなかちょっとここから上げるというのが、ごめんなさ

い、少し難しいかと思っております。

それから男女比とか、年代別のことについてですが、これについては、その電算的ということか、電子処理上の男女の比率も年代の比率も同じような形でできるように、工夫していこうかなとは思っておりますが、できるかどうかはまたすいません、別の問題になります。調査対象の方ですが、前回令和2年度のときは、満20歳からにしてましたが、今回満18歳からにしておりますので、少し10代は少ないかもしれません。より若い方からの意見もということで、調査対象年齢を下げしております。

会長

よろしいでしょうか。はい。その他、全部ひっくるめてご意見とか。

委員

案、調査票の23ページの、パートナーシップ登録制度の説明文のところですが、一番下の段落で、「市の要綱に基づいて実施するため、法律上の効果が生じるものではありませんが」とありますが、「法律上の効果」というのが、なんかしっくりこないなと感じたもので、例えば「法律上の措置の対象になるものではありません」の方が、「法律上の効果」とは何だろうというふうに、疑問に感じてしまったので、何かの文書から取ってきたのであれば、それで問題はないかと思いますが、少し何か落ち着きが悪いなという印象があったので、また検討してみてください。以上です。

会長

はい。ありがとうございます。他にないでしょうか。

副会長

先ほど委員が13の問のところ、自分としては3つの丸がつけられるかどうか分からないとおっしゃったことが気になったんですが、このすべての人権課題について、基本的には、「どういう問題が生じているか」ということと、それに対して「どういう対策、支援といった、制度、取り組みが必要なのか」という2つに大きく分かれていて、それぞれ質問項目が構成されていると思うんですが、問題の方は、特に自分にとっても身近な問題として、必要性を感じている問題に丸をつけられるのかなと思います。支援については基本的にそれに応じた支援の必要性が高いものに丸をつけるのかなと思うんですが、例えば今、問の29の災害のところを見ると、私であればすべて必要じゃないかと思っていて、3つだけ丸をするということは、かなり難しい。優先順位をつけることは非常に難しいのかなと思うんですが、今までの調査を踏襲しないといけないということはよく理解できるんですが、これ支援とか必要な取り組みというのはやはり3つでなければいけないのかということと、どのようなことが必要かと言ったらすべて必要になると思うんですが、「特により重要性があるもの」とか、「現在必要性が高いものはどういう取り組みですか」という質問にしてもいいのかなと思いますが、そのあたりについてご検討いただけたら幸いです。よろしく願いいたします。

会長

よろしいでしょうか。ではありがとうございます。今日はたくさんの意見をいただきました、事務局にも答えていただいて、これからの先の取り組みに活かすことができたと思うんですけれども。何か事務局の方からありましたら。

事務局

本日いただきましたご意見と、幹事会、本部会の結果を踏まえて、意識調査の調整等をさせていただこうかと思っております。調査項目の新たな追加、設問自体の追加や削除など、かなり大きな変更という形になればメール及び郵送等で、事前に報告をさせていただきたいと思うんですけれども、あまり趣旨が変わらないような変更につきましては、会長及び副会長に一任で事務局の方から、一旦ご報告のみさせていただきまして、市民意識調査の方が、調査票の方が完成いたしましたら、意識調査実施前に委員の皆様にもご送付させていただいて、最終ご報告という形にしたいと思っておりますが、構いませんでしょうか。

委員

項目の追加等もありそうな気がするので、委員長だけでなく委員にも見せた方がいい。委員長だけでなく、設問の追加等があると思いますので、委員にはこういったことで、本部会或いは市の会を受けてこういう内容になりました、というのは全委員にそうすべきじゃないでしょうか、メールで送ればあまり経費はかからないでしょう。

事務局

ありがとうございます。また会を開くということはないと思いますので、書面でといったことにさせていただきたいと思います。

会長

よろしいでしょうか。はい。それでは、その他の方、2人でこれから窓口でお話をこれから進めていくということもあるかもしれませんのでよろしくお願いします。そしたら、その他で何かありましたら。じゃあ事務局からその他で。

事務局

はい。最初に机上に用意しておりました、高知市人権施策推進基本計画概要の、今後のスケジュールの方についてちょっとご説明の方、最後にさせていただこうかと思っております。A4横のこういったものになります。右側にスケジュールと書いております。6年度につきましては5月は、今回の第1回高知市人権尊重のまちづくり審議会、市民意識調査項目(案)についての意見、提言等をいただいております。7月には高知市人権施策推進本部、幹事会、本部会を実施する予定ということになってます。10月に市民意識調査の方を実施いたしまして、第2回、そのあと第2回高知市人権尊重のまちづくり審議会、ここで2回目を行う予定としておりますけれども、これにつきましては例年実施しております、令和5年度、実施事業報告分の意見と提言等いただく予定としております。11月に高知市人権施策推進本部、幹事会、本部会を行いまして、7年度に入っていきます。5月に7年度第1回高知市人権尊重のまちづくり審議会、こちらの方は、高知市人権施策推進基本計画の見直しについての、意見、提言等をいただきまして、6月、そのあとに、高知市人権尊重のまちづくり審議会委員の改

選となっております。基本計画の見直しについての審議の最中での委員改選という形になりますので、申し訳ないですけれども、委員さんの任期の方が2年という形になっていますので、ご了承していただければと思います。7月になりますが、高知市人権施策推進本部、幹事会、本部会を実施しまして、8月、第2回高知市人権尊重のまちづくり審議会、こちらは令和6年度実施事業報告分の意見、提言をいただく形になります。10月、高知市人権施策推進本部、幹事会、本部会実施いたしまして、4月は市民の方からパブリックコメントをいただく形の制度の実施をする形になります。2月に第3回の高知市人権尊重のまちづくり審議会を行いまして、こちらで高知市人権施策推進基本計画の見直しについての最終結果報告をさせていただこうと思っております。そのあと、同じく2月に高知市人権施策推進本部、幹事会、本部会を実施しまして、基本計画の見直しについての、こちらの結果報告で最終終わりという形になろうかと思っております。

以上が今後のスケジュールの予定となっておりますので、皆さん来年度は3回審議会の方を予定しておりますので、もしそのまま委員さんになられる場合には、たくさんありますが、よろしく願いいたします。以上です。

会長

ご質問ないでしょうか。はい。ありがとうございます。以上で議題は全部終了しました。活発な意見が出て、お話しを何うなかで先へ進んでいく予感を感じながら聞いておりました。往々にしたら強者の論というのが最近すごく流行っています。その強者の論理というのが、高知市今日のお話とか案をいただいて、1人ずつの人が居心地のいい安心安全な、高知市というのがこれからスタートするんじゃないかなと思うんですけども、その土台になるのが今度のアンケートと思います。結果を踏まえながらどういうふうにしていくのかというのを皆さんと一緒に期待をして見ていきたいなと思います。今日はどうもありがとうございました。司会に事務局にマイク渡します。

事務局

ありがとうございました。それでは本日の審議会は以上で終了といたします。どうもありがとうございました。お気を付けてお帰りください。